

回 覧 令和4年2月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

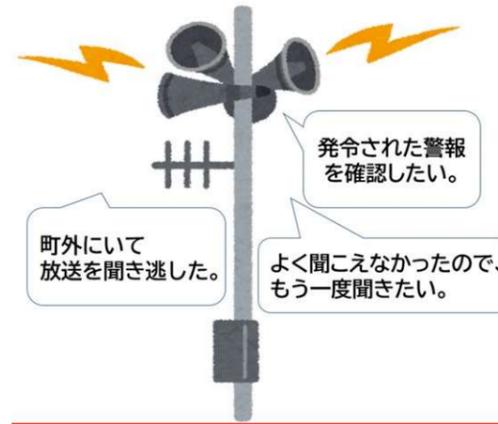
【分類】	【No.】	【内容】
〈募 集〉	1	◆町民参加型演劇『ヨムドラ!』に出演してみませんか?
	2	◆児童館・児童クラブで働く人を募集します
〈お知らせ〉	3	◆小・中学校の入学式期日は次のとおりです ◆スポーツ安全保険に加入しましょう
	4	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	5	◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈農林畜産業関連〉		◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	6	◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの方が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。
(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係
☎52-1110 (直通)

【分類】	【No.】	【内容】
〈相 談〉	7	◆「県下一斉電話無料相談会」のお知らせ ◆「行政相談」を実施します
	8	◆「人権相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
	9	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆町民参加型演劇『ヨムドラ！』に出演してみませんか？

「新しいことに挑戦してみたい！」、「人前で表現したい！」、「お芝居をしてみたい！」、「演劇が大好き！」などなど、思いはさまざま…。

「人前で話すのはちょっと苦手」という人も「別の人間になりできれば、何でもできちゃうかも!?!」という、貴重な機会のご案内です。

5月20日～22日に開催する「まちドラ！2022」の中で行われる、町民参加演劇の『ヨムドラ！』(台本を見ながら演じる朗読劇)に参加したい人を募集します。

朗読劇とは、「リーディング」とも呼ばれ、『台本を読みながら、簡単な動きだけで演じていく劇』のことです。経験の有無は問いません。稽古期間は約1カ月半。幅広い世代の皆さんとともに、楽しく稽古をしながら、出会ったみんなの力で一つの作品をつくってみませんか？ 町民の皆さんからの、たくさんのご応募をお待ちしています。

定員	約20人(参加無料) ※できるだけ申込者全員を受け入れられるように調整していきます。 ※三つ程度のチームに分かれ、各チームが1作品ずつ上演します。
対象	町内在住もしくは職場が町内にある人で高校生以上の人なら誰でも参加できます。 ただし「上演日の2日間とも必ず参加できる人」とします。
上演日	5月21日(土)・22日(日)
上演時間	1作品 20分程度
稽古	4月上旬から始めます。毎週木曜日を中心に週に1回程度行います。 公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。 場所は主に文化会館です。
応募方法	申込書は「町立文化会館 事務室」、「町役場 総合受付」にあります。 また、「町立文化会館公式サイト」からダウンロードする事も可能です。 申込書に必要事項を記入し、文化会館に提出してください。
応募締め切り	3月31日(木)

よくあるご質問に答えます！

Q.「演劇経験なんて全くありません。興味はあるのですが…不安です…」

A. 心配は要りません。稽古は楽しい雰囲気で行いますし、本番も台本を見ながら演じていく劇ですので、誰でも気軽に参加できる企画です。

Q.「丸暗記が苦手…せりふを覚えられるか心配なんです…」

A. 大丈夫です。台本を読みながら演じるので、覚える必要はありません！

Q.「稽古の日程はどうなるのでしょうか？」

A. 上演日は、5月21日(土)・22日(日)の予定です。稽古期間は4月上旬から約1カ月半の予定で、毎週木曜日の夜を中心に週に1回程度行います。
公演7日前からは毎日の稽古となる見込みです。
場所は主に町立文化会館です。

Q.「演じる作品は何ですか？」

A. 『令和3年度 三股町立文化会館 戯曲講座』の受講生が書き上げた3本の卒業作品を、今回申し込んだ町民の皆さんで上演することになります。
「地元の皆さんが書いた作品を、同じ地元の皆さんで演じ、みんなで楽しもう」という企画です。

Q.「誰が指導するのですか？」

A. 基礎的な稽古は、指導経験豊かな「劇団こふく劇場」の俳優たちが指導に当たります。演出は、九州各地で活躍する演出家に担当してもらう予定です。
それぞれがバラエティに富んだ作品になることを目指します。

★お問い合わせは、

町立文化会館

☎:51-3462 にお願ひします。



◆児童館・児童クラブで働く人を募集します

■児童厚生員・放課後児童支援員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。
希望する人は福祉課児童福祉係にお問い合わせください。



●仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。必要に応じて関係機関・保護者との連携を行う。
- ・児童の安全に注意し、児童に事故があったときは、早くに救護を行い、必要に応じて関係機関・保護者に連絡する。
- ・施設、備品管理および事務処理など。

勤務時間	・月曜～金曜：午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり) ・土曜、夏休み、春休み、冬休み： 午前8時～午後6時30分(休憩1時間)
休日	週休2日(日曜および交代で1日) 祝日、12月29日～1月3日
募集人員	若干名
給与	月額平均 116,000円
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当 (社会保険・雇用保険あり。)
期間	4月1日～令和5年3月31日 (勤務実績が良好な場合は再度任用あり。)

●勤務地 = 町内の児童館・児童クラブ

- #### ●応募条件 =
- ①子どもの指導ができる人。
 - ②放課後児童支援員、保育士、教員免許の資格がある人や経験者を優先します。

■放課後児童クラブで児童支援員をサポートする補助員を募集します

町では、新年度より児童クラブで児童支援員とともに働く人を募集しています。
希望する人は福祉課児童福祉係まで履歴書をご提出ください。

●仕事内容 =

- ・遊びや生活指導を行う。
- ・児童の出欠など状況確認、見守り。
- ・施設、備品管理などのサポート

勤務時間	・月曜～金曜：午後2時～6時30分 (小学校行事などで早出勤あり) ・土曜、夏休み、春休み、冬休み： 午前8時～午後6時30分 (6時間以上勤務する場合は休憩1時間)
雇用形態	登録制 放課後児童クラブの補助員を必要とする日 もしくは時間に勤務を依頼
賃金	詳しくはお問い合わせください。
期間	4月1日～令和5年3月31日

●勤務地 = 町内の児童館・児童クラブ

- #### ●応募条件 =
- ①子どもの指導ができる人。
 - ②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

- #### ●その他 =
- 登録時に希望する勤務場所や時間帯、曜日を指定することもできます。

★お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通) にお願ひします。



◆小・中学校の入学式期日は次のとおりです

令和4年度の町立小・中学校の入学式は次のとおりです。

区分	入学式期日	入学予定者の生年月日
小学校	4月11日(月)	平成27年4月2日生まれ く 平成28年4月1日生まれ
中学校	4月8日(金)	平成21年4月2日生まれ く 平成22年4月1日生まれ

なお、入学通知書は2月上旬までに対象家庭に郵送していますが、次の場合は町教育委員会までご連絡ください。

- ① 2月中旬になっても入学通知書が届かない場合
- ② 町外への転出予定の場合
- ③ 町内転居予定で指定学校に変更がある場合
- ④ 国公立または私立小・中学校に入学予定の場合



※入学通知書は入学式当日に必要ですので、紛失しないようご注意ください。

紛失した場合、町教育委員会までご連絡ください。

★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 学校教育係（町中央公民館内）
☎:52—9314(直通) をお願いします。



◆スポーツ安全保険に加入しましょう

令和4年度のスポーツ安全保険の受け付けが3月1日から始まります。

子ども会、自治公民館、運動クラブ、文化・ボランティアクラブなど、4人以上のグループで加入できますので、万一のけがや賠償責任などの事故に備えましょう。加入区分は活動内容と補償範囲、年齢などによって8区分に分かれ、年額800円からの安価な掛け金で加入することができます。掛金額や補償内容などの詳細は、公益財団法人スポーツ安全協会の公式サイトでご確認ください。

熱中症や突然死も対象となりますので、活動を開始する前に加入しておきましょう。



■申込方法 =

① 銀行で加入手続きをする場合

「加入依頼書」を記入して宮崎銀行本・支店の窓口へ掛金(別途振込手数料が必要)を添えて提出してください。

新規・追加加入などで加入依頼書が必要な場合は、資料発送センター(☎:0120-222-410)または、当協会の公式サイトからご請求ください。

② インターネットで加入する場合

パソコンまたはスマートフォンを使用して、「スポあんネット」から必要事項を入力後にコンビニエンスストアで掛金をお支払いください。

1回の加入手続きごとに、掛け金に応じたシステム利用料が別途必要です。また、事故が発生した場合の事故通知も「スポあんネット」から手続きできます。ただし、加入依頼書による手続きを行った年度の事故通知は、はがきでの受け付けのみとなりますのでご注意ください。

■手続きにおける注意点 =

- ・「加入依頼書による加入」は令和4年度までで廃止となります。
- ・家族だけでの活動や営利活動を行う団体は加入できません。
- ・加入団体のメンバーが単独で活動した場合は補償対象外となります。

★お問い合わせは、
公益財団法人スポーツ安全協会宮崎県支部 ☎:0985-55-3136
をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和4年1月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業(ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、都城市内(要相談)、小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/FAX	0986-25-0300
受付日	月～金曜(土、日、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



より詳しい情報は で

農林畜産業関連

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、昨年11月の秋田県での発生以降、継続して発生が確認されており、先月は鹿児島県長島町の肉用鶏農場で発生が確認され、本県でも野鳥糞便から当ウイルスが検出されるなど、発生リスクが極めて高い状況です。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



◆3月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■3月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：3月16日(水) 時 間：《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：3月23日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■農業用廃棄プラスチックの分別方法

**分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします**

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種 類	注 意 点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物(ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど)は、回収できません。

産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通) にお願ひします。



◆「県下一斉電話無料相談会」のお知らせ

宮崎県司法書士会では、宮崎地方法務局と共催で、電話による無料相談を開催することにしました。

不動産の相続登記、会社・法人の登記、成年後見に関する相談など、どなたでもご利用いただけます。

日 程	3月6日(日)
時 間	午前10時 ~ 午後3時 ※要事前予約

■予約受付電話番号 =

宮崎県司法書士会 ☎:0985-28-8538

■予約受付期間 =

2月14日(月)~28日(月)まで

月~金:午前9時~正午、午後1時~4時(祝日は除く)

★お問い合わせは、

宮崎地方法務局総務課

☎:0985-22-5125 お願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に活かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	3月7日(月)	3月22日(火)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時~正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通) お願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	3月3日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まさはる 大隣 雅春、くろき まさひろ 黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】3月25日(金)
時 間	【都城市】午後1時～4時
場 所	【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999

都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月16日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 =

毎週月曜・水曜・金曜

※祭日は除く

■時 間 =

午前9時～午後5時

■場 所 =

町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。